

観心本尊抄御撰述に至る

宗祖の信仰と教義の発展過程

三 浦 成 雄

一、上行御自覚の推移

「日蓮当身の大事」と示された本尊抄の、御撰述に至る宗祖の信仰は、宗祖の上行菩薩としての御自覚の推移の問題と切り離しては考えられず、この上行自覚の問題を解決することによって宗祖の信仰を明確にする事ができると考えられる。何故ならば、宗祖の末法出現こそ上行付嘱に基くものであり、上行付嘱のない所に上行菩薩人界応同の宗祖もあり得ないからである。宗祖が、佐渡に於て末法の法華経の行者、本化上行菩薩の応生であるという自覚を発表される過程をみると、すでに佐前に於てその文証をみる事ができるのである。

弘長元年の伊豆流罪の中で示された「四恩抄」(四一九)に、

「故に法華経に曰く如来ノ現在スラ猶多^シ怨^シ嫉^シ況ヤ滅度ノ後^ヲ、始に此文を見候し時はさしもやと思ひ候しに今こそ仏の御言は違はざりけるものかなと殊に身に当て思い知れて候へ。日蓮は身に戒行なく心に三毒を離れざれども此御経を若や我も信を取り人にも縁を結ばしむるかと思つて随分世間の事おだやかならんと思ひき(中略)是程の卑

観心本尊抄御撰述に至る宗祖の信仰と教義の発展過程

観心本尊抄御撰述に至る宗祖の信仰と教義の発展過程

賤無智無我の者の二千余年已前に説れて候法華經の文にのせられて留難に値べしと仏記しおかれまいらせて候事のうちれしと申し尽し難く候。(中略)其故は法華經の故にかかる身となりて候へば行住坐臥に法華經を讀み行ずるにてこそ候へ。人間に生を受て是程の悦は何事か候べき。」

とあり、宗祖自身、大難を経る事が三宝等の四恩を報ずる行である事を自覚され、行者として經文を色読すること
が大きな使命観として現われていると思われる。さらに、

「教機時国抄」(四二九)には

「不_レ顯_三類敵人_ニ非_レ法華經行者_ノ顯_レ之法華經行者也。而_レ必喪_ニ身命_ヲ歟例_ニ如_三師子尊者提婆菩薩等_一云云。」

と示され、この中で示された教機時国序の五綱こそ、如来神力品に示された上行菩薩の弘經の軌範であり、この点からも佐前の宗祖を指して「山門の忠実な再興者」とみるのは誤りである。

又宗祖自身の、法難によつて起された菩提心は、宗祖の滅罪の意識と共にさらに上行自覚の推移の上で考えられなければならぬ点で、伊豆法難の知恩報恩は、一切衆生の苦は宗祖自身の責任感として受けとめられ、宗祖の過去世に於ける謗法罪という宿罪感は不共業である宗祖自身の罪業と、共業である与同罪として、日本の国民全体一人より下万民に至るまで、この宿罪による罪を背負っているとまで述べられ、そのための弘通心の強化とそれを消滅させる為の奮起心にまで、自己を追いつめていくのである。

このようにして上行自覚は佐渡流罪を頂点としてその態度が鮮明化されたのである。

「開目抄」(七七四)に

「但し世間の疑といひ自心の疑と申しいかでか天扶け給ハざるらん(中略)我身法華經の行者にあらざるか。此疑は此書ノ肝心一期の大事なれば、処々にこれをかく上疑を強くして答をかまうべし」

又同抄（八一六）に

「善につけ悪につけ法華経をすつるは地獄の業なるべし。大願を立ン。日本国の位をゆづらむ法華経をすてて觀經等について後生を期せよ。父母の頸を刎念仏申さずば。なんどの種々の大難出来すとも智者に我義やぶられずば用じとなり。其外の大難風の前の塵なるべし。我日本の柱とならむ我日本の眼目とならむ我日本の大船とならむ等とちか
いし願やぶるべからず。」

そして同抄（八二三）結文には

「日蓮は日本国の諸人にしたし父母也。（中略）日蓮が流罪は今生の小苦なればなげかしからず。後生には大楽をうくべければ大に悦ハし。」

以上の文にみられる如く、末法における主師親三徳田備の如説修行の導師を顕されたのである。この上行の姿勢こそ宗祖一期の姿勢であり、佐後特に身延入山の態度も、この関連の上に立って論ぜられるべきであり、身延の宗祖は上行菩薩としての態度を明確に実践された時期とみることが必要であり、身延入山を「敗北意識」とみる見方は誤りであり、宗祖の生涯を身延の個所に於て質的變化させる「隱棲」の主張は上行日蓮を論ずる上に於て大きな誤りである事に気づくのである。

弘安の役をむかえる直前、弘安四年六月十六日、宗門が門人に示した廻状、「小蒙古御書」（二〇五五）には、

「小蒙古人寄セ来ル大日本国之事、我門弟並檀那等中若向ヒ佗人、将又自不レ可レ及ニ言語。若違ニ背キ此旨ニ可レ離ス門弟ヲ等由所ニ存知一也。以ニ此旨ヲ示ス人々ニ候也。」
とある。

これまでの御書特に佐前の御書に於ては、大蒙古（正法護持の国）、小日本（国誇法の国）の立場で論じられてお
観心本尊抄御撰述に至る宗祖の信仰と教義の発展過程

観心本尊抄御撰述に至る宗祖の信仰と教義の発展過程

り、故に日本国の諸天善神はこの国を去つて隣国の聖人が日本国を治める、と警告している。しかし、佐後の段階に至つて宗祖はあえて大日本国、小蒙古と表現されている点に注意しなければならない。

一般的にはこの解釈を、これまで宗祖が警告し続けた蒙古襲来が、現実の姿となつて日本に接近してきた事によつて宗祖自身大きな敗北感を抱き、このため門人に対して口をふさがせた、と解釈する説があるが、これは誤りで、上行日蓮としての自覚の上からこれをみれば、日本国は決して滅びない、日本国に正法は衰微しないという大いなる確信の言葉に外ならないのである事に気づかねばならない。

それまでの宗祖の立場は、佐前に於て「立正安国論」にもみられる如く、日本国に正法が護持されなかつたならば隣国の聖人に亡ぼされてしまう、いや亡ぼされても仕方がない、そのための警告であつた。所謂宗祖の「極限の叫び」であつたのである。しかしその事も上行自覚の推移と共に表現に変化が現われている。

「法門可被申様之事」(六三一)には

「日本一州上下万人一人もなく謗法なれば大梵天王帝桓^{ヒニ}竝^{ヒニ}天照大神等隣国の聖人に仰^キつけられて謗法をためさんとせらるるか。」

とあり、

「富木殿御返事」(九七九)では

「設^ヒ日蓮^ノ死生雖^レ為^{ナリ}不定^{ナリ}妙法蓮華經^ノ五字^ヲ流布^ス無疑者歟。」又、

「経王御前御書」(九一三)には

「古も今も人の捐ぜんとは善言を用ぬ習^ハなれば終には用井られず世の中亡んとする也。是偏に法華経釈迦仏の御使を責る故に梵天帝釈日月四天寺の責を蒙て候也。又世亡び候とも日本国は南無妙法蓮華経とは人ごとに唱へ候はず

るにて候ぞ。」

このように順次御書を拜してみると、宗祖の正法に対する信念は、最初にみられた如く、蒙古が日本国を亡ぼすという最悪の危機感から変じて法華経を擁護すれば日本国は必ず救われるという確信へと変化をみせていく事に気づくのである。しかもこの最悪の事態にのぞんで、

「異体同心事」(一〇五五)には

「蒙古の事すでにちかづきて候か、我国のほろびん事はあさましけれども、これだにもそら事になるならば、日本の人人いよいよ法華経を誦じて万人無間地獄に墮べし。」

と日本国にとって当然受けなければならぬ責務として受取り、

「上野殿御返事」(一〇六三)には

「皆人の当時のゆきつしまのようにならせ給はん事おもいやり候へばなみだもとまらず。」

曾谷入道殿御書(一〇六〇)には

「自界叛逆、難佗方侵逼、難既合候畢、以之思に多有佗方怨賊、侵掠国内、人民受諸苦惱、土地無有所樂之處と申す経文合ぬと覚候。当時彦岐対島の土民の如くに成り候はんずる也是偏に仏法の邪見なるによる。」

と、日本の国を謗法化しようとする根本の敵は極楽寺良観や建長寺道隆等の念仏者に外ならない事を示し、仏法の敵こそ蒙古の襲来を引き招いた原因である事を明示しているのである。この事は、為政者である北条一門に対して常に説得的であり、念仏者等の仏法の敵に対しては常に破折の立場をとり続けた宗祖の態度をみる時によく理解できると思われる。故にこの苦難をのりきる事こそ上行日蓮とその一類にとっては重要な務めである事を示されているのである。

蒙古使御書（一二一九）の中で

「日本は皆人の歎き候に日蓮が一類こそ歎きの中に悦び候へ。」
とその態度を明らかにし、

「上野殿御返事」（一九六〇）では、当時日本国のたのしき人人は蒙古国の事をききてはひつじの虎の声を聞がごとし。」
以上挙げた幾つかの文に、謗法者に対する批判が鋭く述べられ、これらの文証が先にあげた「小蒙古御書」につながってくるのであり、身延入山を宗祖の敗北意識、坐折感、隠棲等と片づける事はできないのである。

又、身延入山後に起った熱原法難（弘安二〜三年）は、北条一門の、駿河地方に於ける弾圧事件であるが、これは竜泉寺の行智と日弁、日秀、日禅等一寺院中の対立ばかりでなく、権力による弾圧が行われた事件とみるべきであり、宗祖は日興、日弁等に対して百姓達の救出の指示を与へ、百姓達の鎌倉拘引直後の十月一日には鎌倉の門弟に書状を送って百姓達を激励するよう命じている。さらにその説得の方法まで教示しているのである。宗祖はこの法難を、駿河に起った局地的な一部の門弟に対する弾圧と受取らずに、宗祖自身への迫害、門弟全体への迫害として受け止められている点に、隠棲と全く逆の宗祖の態度を見るのである。

又、池上宗仲と父康光との対立の問題について、康光の宗仲に対する勘当は文永十二年又は建治二年と云われているが、この両者の対立の中で宗祖は弟宗長の態度について熱烈な努力が続けられている事に注意するのである。それは仏法の大義に立った所謂、宗長を康光の側につかせれば法敵となるし、兄宗仲の側につけば信者となる。ここに宗祖の強い信仰が宗長に対して示されたのであった。

更に四条金吾と江馬光時の関係についてみると、頼基は北条一門名越の江馬の従者であり、北条氏の伊豆在国時代からの従者で父子二代に亘っていた。光時の態度は、文永八年竜口法難の際に頼基の所領が没収されようとしたが光

時は彼を庇護し、宗祖の佐渡配流中には供養の品をおくり、つくしている。頼基と光時の対立は建治年中に起り、建治三年鎌倉に於て竜象房と問答を行った事によって極めて深刻な状態となった。光時はこの竜象房を釈尊と仰ぎ、忍性（極楽寺）を弥陀と崇める態度であった事から頼基の苦惱も理解できるが、宗祖は頼基の不心得をさとし、主従に対する両者の関係のあり方を教示されている。

このように種々の事件をとりあげても隠棲的なものは何一つ存在しないのである。

宗祖の一期全体を上行菩薩の応生とみる時、身延入山後の上行日蓮の行動なくして宗祖は存在しないと云う事ができるのである。

宗祖の一期を拝する時、

- (1) 安国論上書（文応元・七・一六）より房総巡化（文永一〜四）までの九年間、松葉ヶ谷の焼打（文応元・八・二十七）——第一の法難——伊豆配流（弘長元・五・十二〜同三・二・二十二）——第二法難 小松原邀撃の厄難（文永元・十一・十一）——第三法難——等の時期を上行応生の日蓮に至る胎動期とし、
- (2) 蒙古来牒（文永五・一・一八）より佐渡入島直前の寺泊到着（文永八・十・下旬）までの約三年間、竜口法難（文永八・九・十二）——第四法難——の序分——の時期を上行応生日蓮の自覚の序期とし、
- (3) 佐渡配処（文永八・十一・十一〜文永十一・三・一三）に於ける二ヶ年半——本化上行菩薩の応生日蓮としての本懐顕発期上行応生の正宗期とし、
- (4) 身延入山（文永十一・五・十七）より建治三年正月の発病までの約四年間——上行応生日蓮として滅後弘教上の重要法門を撰述——上行応生の流通期とし、
- (5) 建治三年正月の発病より弘安五年十月十三日池上入滅に至るまでの約六年間——上行応生日蓮の人間（凡人）示同

観心本尊抄御撰述に至る宗祖の信仰と教義の発展過程

観心本尊抄御撰述に至る宗祖の信仰と教義の発展過程

の忍苦生活とする。

以上、宗祖一期の分類は「本化上行菩薩人界応同日蓮大士一代区分」（株橋諦秀先生著）より参考転載させて戴いた。

二、教義の発展過程

宗祖の示された本門八品の教義の発展過程をみる上に於て、まづその大前提となる宗祖の立場からこれを論じる必要がある。

それは佐前最後の「寺泊御書」と佐後直後の「富木入道殿御返事」の二通の御書である。

「寺泊御書」（七〇〇）では、

「当時当世三類敵人有^{ルニ}之但八十萬億那由佗諸菩薩不見^ニ一人^モ。乾潮不^レ満月虧不^レ満清^レ水浮^レ月植^レ木棲^レ鳥。日蓮八十萬億那由佗諸菩薩為^ニ三代官^ニ申^レ之。」

とあつて、故意に本化菩薩の言をさけられているが佐渡に着かれるや否や直ちに本化の菩薩の名前を出されている事に注目しなければならない。

「富木入道殿御返事」（七〇二）には、

「仏滅後二千二百余年に月氏漢土日本一閻浮提の内に天親竜樹内鑑冷然外適時宜^ニ。天台伝教は粗積し給へども弘^ム残^ル之^ヲ一大事の秘法を此國に初て弘^ム之^ヲ。日蓮豈非^ニ其人^ニ。〔中略〕経曰有^ニ四導師^ニ一名上行^ニ。」

と示され、佐前においても勸持品二十行の偈文は殆んど色誑体験されていたのであるが、「数々見擯出」の文にのみ符合していなかったのである。

「寺泊御書」(七〇〇)に、

「数々^よ者^よ度^よ度^よ也日蓮擯出度^よ度^よ流罪^よ二度也。」

とあり、

「開目抄」(七七三)には、

「日蓮法華經のゆへに度々ながされずば数々の二字いかんがせん。此の二字は天台伝教^よいまだよみ給はず況^よ余人をや。末法の始のしるし恐怖悪世中の金言のあふゆへに但日蓮一人これをよめり。」

とこの開目抄の三証を以て本化上行の応同、末法の主師親三徳円備の大導師なる事を開顕せられたのである。

この宗祖の立場が、「三沢抄」に示された「まことの大事」、「内々申す法門」であり、佐前の天台付順外宜迹^よ面の法門と異り、本化別頭内鑑本密の、佐渡に於ける「一重立入たる法門」なのである。

本尊抄に顕された本門八品上行所顕上行要付の総名南無妙法蓮華經が末法下種の本尊である事を示された中で、本仏^よ積尊についてみると、佐前における教主積尊は三徳円備本覚の三身如来であるが、その実体は三千三諦の理仏、法身如来であり、

「総在一念抄」(二二六)には、

「然れば即我等も三千を具するが故に本有の仏体也。仍て無間地獄の衆生も三千を具し、妙覚の如来と一体にして無^よ差別也。」

とある。

佐渡に至って本仏積尊は、因円果満、久遠劫の本時に成道した三身即一の報身如来として示され、上行を脇士とせられたのである。

観心本尊抄御撰述に至る宗祖の信仰と教義の発展過程

観心本尊抄御撰述に至る宗祖の信仰と教義の発展過程

「生死一大事血脈抄」(七四四)には、

「只南無妙法蓮華經釈迦多宝上行菩薩血脈相承と修行し給へ。」
とあり、宝塔、二尊四土の本尊形式が示されている。

又、一念三千については、佐前に於ける一念三千は天台所立の理具一念三千で諸法実相の理体であり、一心法界の法理である。

「総在一念抄」(二二三)には、

「仏界の体と云て色相莊嚴の身となるも只是一心の所作也(中略)故に十界は源其体一にして只是一心なり。(中略)此三千世間の法門は我等が最初の一念に具足して全無_ニ闕滅_一。此一念即色身となる故に此身は全三千具足の体也。是を一念三千の法門と云也。」

と示され佐渡に來つて事具三千、本因本果十界互具の事実相が開目抄(七六五)の、

「九界も無始の仏界に具し、仏界も無始の九界に備りて真の十界互具百界千如一念三千なるべし。」
の文にみるごとく本因本果の法門として顯説されるのである。

この關係において総名妙法蓮華經は、佐前の述門正意理具三千の妙法蓮華經の実体は、名仮体実であり、名体総在した総名妙法蓮華經はあらわされない。

「聖愚問答抄」(五七九)の、

「法華一部の功德は只妙法等の五字の内に籠れり一部八卷文文ごとに二十八品生起かはれども首題の五字は同等也。」

「一生成仏抄」(一一七)

「衆生本有の妙理者妙法蓮華經是也。故に妙法蓮華經と唱へたてまつれば衆生本有の妙理を觀するにてあるなり。」

「一念三千法門」(二〇八)

「一念三千の觀念も一心三觀の觀法も妙法蓮華經の五字に納れり。妙法蓮華經の五字は又我等が一心に納て候けり。」

以上挙げたが、總名の意はあつてもそれは上行付囑の大法として示されていない。佐渡に至り、開目抄の中で本因果国事具三千が説かれ、別体の妙法蓮華經を明し、本尊抄には、この事具三千を總在した總名總体の妙法蓮華經が明されるのである。

「四信五品抄」(一五四二)

「妙法蓮華經五字非經文非其義唯一部意見」

「内房女房御返事」(一九七二)

「是皆名に徳を頭はせば今妙法蓮華經と申候は一部八卷二十八品の功德を五字の内に収め候。」

「曾谷入道殿許御書」(一一〇四)

「法華經之中捨広取略捨略取要。所謂妙法蓮華經之五字名体宗用教五重玄也。」

と示され、ここに万善万行の功德体としての總名が明かされるのである。

本尊抄に於て示される久遠下種の大法は、この本門八品所頭の下種の總名妙法蓮華經を以て、一品二半所詮の脱益の妙法蓮華經と相對される。

本尊抄(九四二)には、

「以本門論之一向以三末法之初為三正機(中略)本門序正流通俱以三末法之始為註。在世本門末法之初一同

觀心本尊抄御撰述に至る宗祖の信仰と教義の發展過程

觀心本尊抄御撰述に至る宗祖の信仰と教義の發展過程

純円也。但假脱此種也。彼一品二半此但題目五字也。」

と示され、ここに末法の要法は、本門八品に説き顕され、これを滅後末法の下種に備うべく上行菩薩に付囑された久遠下種の大法であり、

同抄(九四〇)

「此本門肝心於南無妙法蓮華經五字一仏猶文殊葉王等不付屬之何況其已下乎。但召地涌千界説八品付屬之。」

と上行付屬する意を明され、結文(九四九)に

「不識一念三千者仏起大悲妙法五字内裏此珠令懸末代幼稚顯。」

と、上行所伝の妙法蓮華經が滅後末法を以て正意とされることを示されたのである。

このように、佐渡に於いて示された本尊抄開目抄の二大御書はこれを一通の御書として拝する事により、総名妙法蓮華經と一念三千との關係をより明確に理解する事ができるのである。

我々はこの妙法五字を以て末法における戒法とし、これを受持する時即ち戒体を成じ、この妙法五字の以外に戒相はなく、三大秘法総在の妙法蓮華經は、本門の本尊、本門の戒壇、本門の題目が、別々に存在するのではなく、これらが常に同時に成立されてはじめて本因下種が成立する事を知らねばならないのである。

以上の如く宗祖の信仰と教義を拝する時、上行菩薩として人界応同された宗祖出現の意義と、本門八品正意、滅後流通正意を示された教義とが結びつくのである。

註 本論で引用した祖書の頁数はいづれも「縮冊遺文録」の頁数を用いた。